

兵庫縣都市農業振興基本計畫
(第2期)
(案)

兵庫縣
令和8年 月

目次

第1 はじめに	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画における都市農業の定義	1
3 計画の位置付け	1
4 計画期間	2
第2 都市農業の現状	2
1 都市農業を取り巻く制度の改正等	2
2 本県における都市農業の現状	2
3 都市農業に対する県民の評価	5
4 都市農業推進における課題	7
第3 都市農業振興の方向性と取組	8
1 方向性	8
2 具体的な取組	8
用語集	11

第1 はじめに

1 計画見直しの趣旨

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法(以下「基本法」という。)が制定された。翌平成 28 年 5 月には都市農業振興基本計画が閣議決定され、計画的に農地を保全していく施策の方向性が示されたことで、都市農地の位置付けは「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換した。

本県においては、これらの動きも踏まえ、都市農業の将来にわたる安定的な継続を目的として平成 28 年 11 月に「兵庫県都市農業振興基本計画」を策定した。

計画策定から約 10 年が経過し、その間に都市農業に関する制度改正や社会情勢の変化が生じていることから、このたび現状を踏まえた見直しを行うものである。

2 計画における都市農業の定義

本計画における「都市農業」とは、基本法第 2 条に定義される「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」を指す。

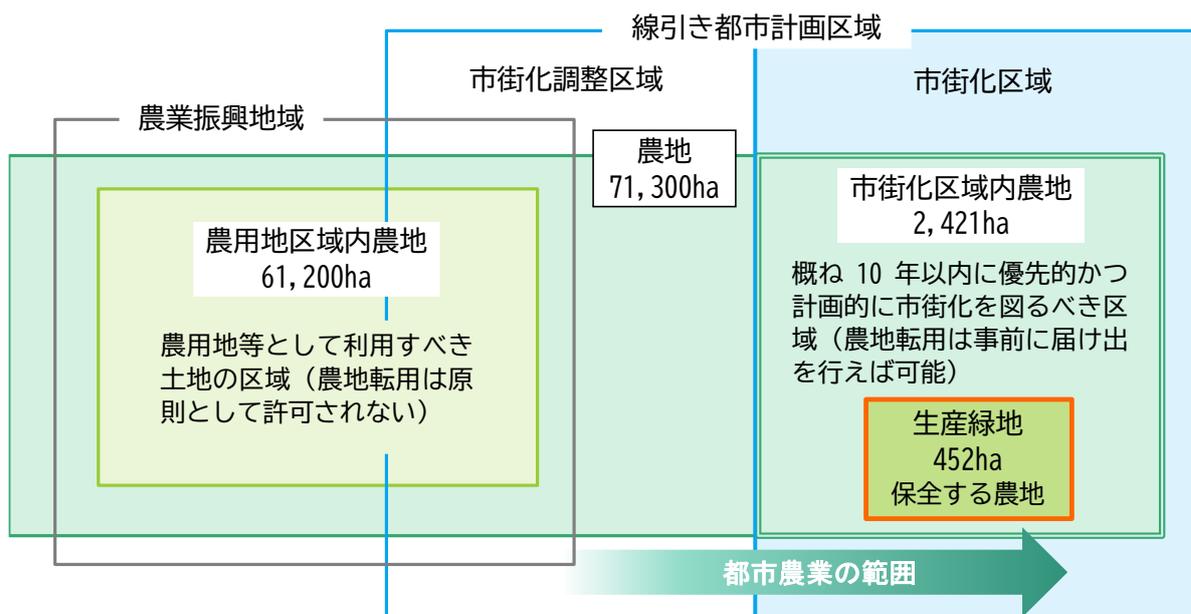


図1 土地利用区分の概念図と都市農業の範囲

※面積は兵庫県における令和 5 年の数値

【出典】農地面積：耕地及び作付面積統計（農林水産省）、農用地区域内農地：兵庫県総合農政課調べ、生産緑地：都市計画現況調査（国土交通省）、市街化区域内農地：固定資産の価格等の概要調書（総務省）

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第 10 条に基づく地方計画として定めたものであり、「ひょうご農林水産ビジョン」の分野別計画として、本県の都市農業振興に関する基本方針を示すものである。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から 17 年度(2035 年度)までの 10 年間とする。
なお、国の制度改正や社会情勢の変化等により新たな対応が求められる場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第2 都市農業の現状

1 都市農業を取り巻く制度の改正等

市街化区域内で保全する農地として市が指定する生産緑地地区には、営農の継続や開発の規制などの制限が課されるものの、税制面で優遇措置を受けることができる(図2)。

平成 28 年 11 月の本計画策定以降、生産緑地の保全と活用をさらに促進するため、以下のような法改正や制度導入が実施された。

(1)生産緑地法の改正(平成 29 年 5 月)

都市農地の保全を強化するため、主に以下の 3 点が変更となった。

○面積要件の緩和:従来、生産緑地地区に指定するためには 500 m²以上の面積が必要であったが、市区町村の条例により 300 m²以上に引き下げ可能となった。兵庫県内で生産緑地制度を導入している8市(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市)のうち、7市(神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市)が面積要件を引き下げる条例を制定している。

○行為制限の緩和:生産緑地地区内において、農産物加工施設、直売所、農家レストランなどの設置が可能となった。

○特定生産緑地制度の創設:生産緑地地区の指定後 30 年が経過する前に、市町村が「特定生産緑地地区」として指定することで、買取申出可能時期を 10 年間延長できる制度が導入され、税制優遇措置の継続や農地の保全が可能となった。

(2)都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行(平成 30 年 9 月)

都市農地の有効活用を図るため、生産緑地地区内の農地を対象とした、法定更新が適用されない農地貸借の新しい制度として、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下「都市農地貸借法」という。))が制定された。

(3)税制改正(平成 30 年)

都市農地貸借法の施行に伴い、同法に基づいて生産緑地を貸借した場合に相続税の納税猶予が継続される制度が導入され、生産緑地の貸借を進める体制が整備された。

2 本県における都市農業の現状

都市と生産地が隣接している神戸地域では、野菜、花き、果樹、畜産等の他、市民農園や農産物直売施設などを活かした都市農村交流が進められており、阪神地域では市街化区域内及びその近郊に立地する優位性を活かして、限られた農地を最大限に有効活用した

< 相続税納税猶予制度の適用条件等 >

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市 以外の市町村	納税猶予期間の終了事由とならない 貸付	農地転 用規制	生産緑地法上の 規制
市街化区域内の農地	適用なし	適用 (20年継続免除)	営農困難時の貸付※1	事前 届出	—
生産緑地地区	適用 (終身営農が必要)	適用 (終身営農が必要)※3	営農困難時の貸付※1 都市農地貸借法等による政策的貸付		終身又は30年間 農地として管理 開発行為の制限
農振農用地等	適用(終身営農が必要)		営農困難時の貸付※1 農地バンクへの政策的貸付※2	許可	—

※1 営農困難時の貸付とは、猶予期間中に身体障害等により営農継続が困難となった場合の農地の貸付をいう。

※2 農地バンクへの政策的貸付に係る特例は、市街化区域を除いて認められている。

※3 既適用者に対する経過措置として、既存の納税猶予適用農地を引き続きすべて自作する場合は、20年継続免除を適用。ただし、適用農地を貸し付けた場合には、適用農地はすべて終身営農する必要。

< 固定資産税 >

	三大都市圏の特定市	三大都市圏の特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並評価・宅地並課税	宅地並評価・農地に準じた課税※
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税
農振農用地等	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

※三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地は、評価は宅地並となるものの、課税の際には負担調整措置(税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置)が講じられる。

図2 都市農業に関する税制措置

【出典】都市農業をめぐる情勢について(R7.4 農林水産省)

野菜栽培や、伝統的な技術による植木栽培等特色のある農業が営まれている。

その他の市街化区域内農地及びその周辺地域においても、特色ある農産物が生産されており、スマート農業や人と環境にやさしい農業の取組など、農村部同様多様な農業が営まれている。

本県における市街化区域内農地面積は耕地面積の約3.5%であり、神戸・阪神・播磨地域に存在する。また、生産緑地制度を導入しているのは、三大都市圏特定市に該当する阪神間の8市(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市)である。

都市部においても、都市化の進展等により、農地面積や農業者数の減少が続いている一方で、特定生産緑地制度の活用や都市農地貸借法による新たな担い手の参入など、持続的な農地保全・活用に向けた動きも見られる。

(1) 都市農地面積の推移

本県の市街化区域内農地面積を平成20年と令和6年で比較すると、生産緑地を除いた農地は約56%にまで減少しているのに対し、生産緑地は約80%までの減少にとどまっており、減少傾向は比較的緩やかである(図3、図4)。しかし、県内の耕地面積の減少割合

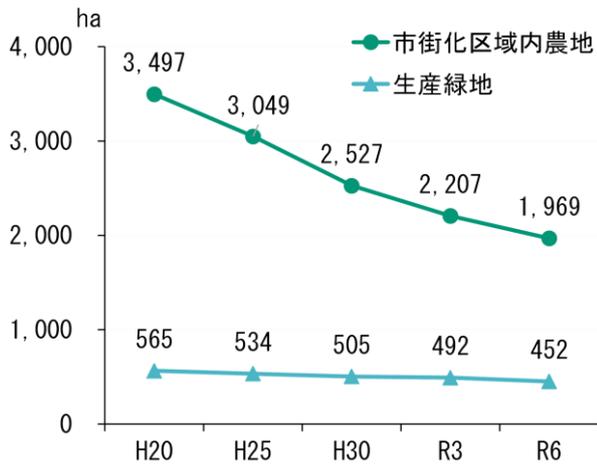


図3 兵庫県における市街化区域内農地面積の推移

※市街化区域内農地には生産緑地を含まない

【出典】生産緑地：都市計画現況調査(国土交通省)、市街化区域内農地：固定資産の価格等の概要調書(総務省)

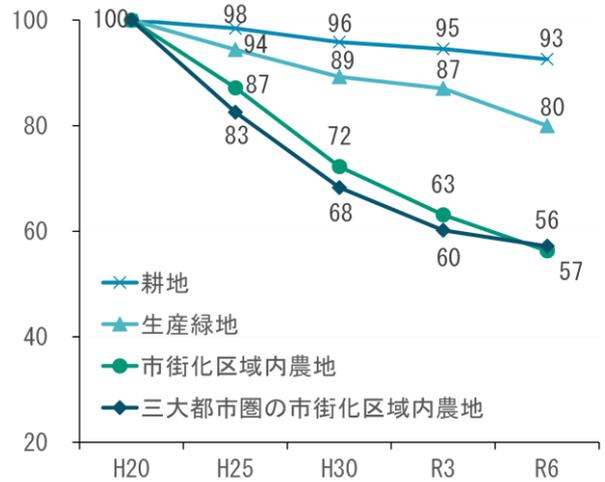


図4 兵庫県における耕地及び市街化区域内農地面積の減少率の推移(H20 年度を100とした場合)

※市街化区域内農地には生産緑地を含まない

【出典】耕地：耕地及び作付面積統計(農林水産省)、生産緑地：都市計画現況調査(国土交通省)、市街化区域内農地：固定資産の価格等の概要調書(総務省)

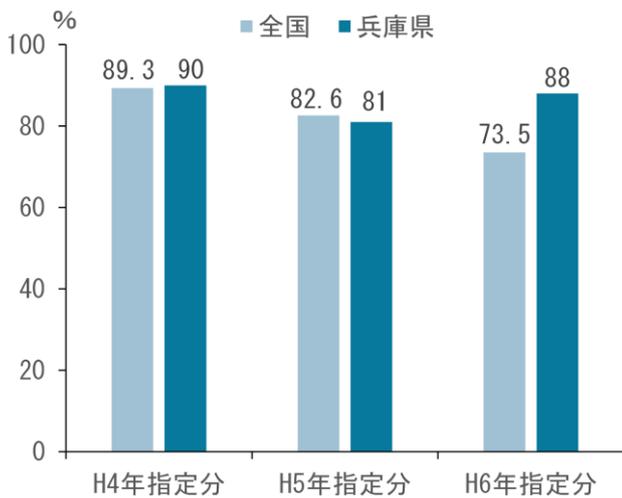


図5 H4～6 年に指定された生産緑地の特定生産緑地への移行割合

【出典】特定生産緑地の指定状況(国土交通省)R6.12末時点

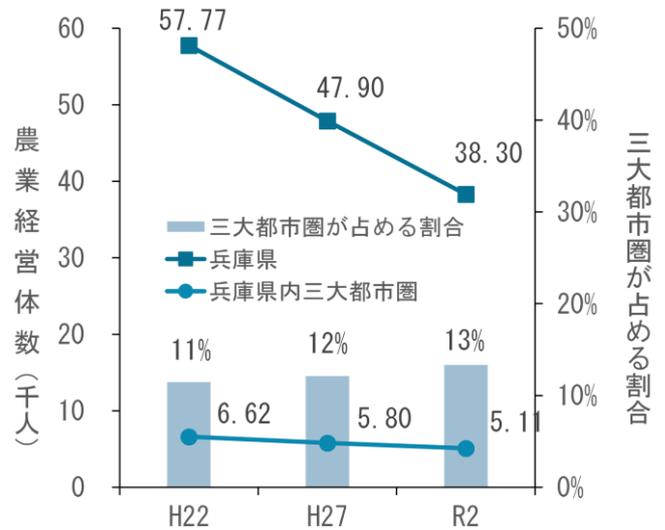


図6 兵庫県内の農業経営体数及び三大都市圏が占める割合の推移

※三大都市圏は神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市 【出典】農(林)業センサス

(約 93%)と比べると、生産緑地の減少幅は依然として大きく、都市部における農地の維持が困難であることが示される。

(2) 特定生産緑地への移行

平成 4 年から平成 6 年にかけて都市計画決定され、30 年の指定期限を迎えた県内の生産緑地のうち、約 8～9 割が特定生産緑地へ移行した(図5)。多くの農地所有者が引き続き農地として維持し、都市農業を継続することを選択したことから、特定生産緑地制度の創設が都市農業の維持に大きな役割を果たしたと考えられる。

(3) 農業者数の推移

県内の農業経営体数は平成 22 年と比較して令和 2 年には約 66%に減少している。一方で県内の三大都市圏特定市では約 77%への減少となっており、減少の度合いが都市部ではやや緩やかであるものの、全体としては農業者の減少が顕著である(図6)。

(4) 都市農地の貸借制度の活用

都市農地貸借法を活用して貸借された農地面積は増加傾向にあるが、依然として生産緑地面積の約 2%程度にとどまっており、農地所有者自らが耕作する農地が大勢を占めている(図7)。

また、貸借の目的としては、市民農園の開設よりも、自ら耕作することを目的として事業計画の認定を受けるケースが多い。

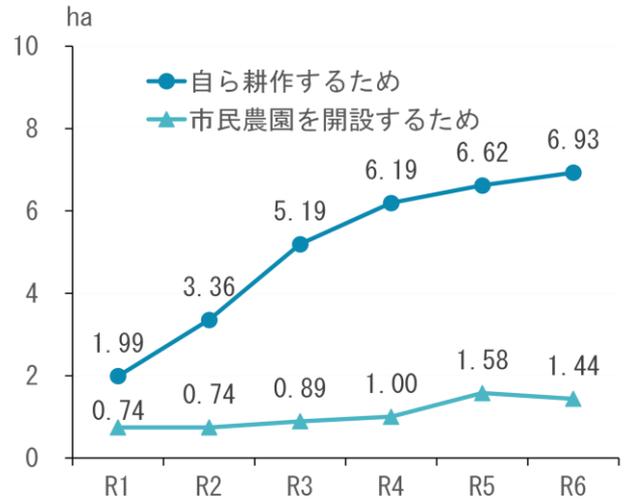


図7 兵庫県内の都市農地貸借法活用農地面積
【出典】農林水産省調べ

3 都市農業に対する県民の評価

都市農業に対する県民等の認識を調査したところ、主な結果は以下のとおりとなった。

(回答者 288 名、調査実施期間 R7.10 ~12、回答者の約7割が兵庫県内三大都市圏特定市在住)

(1) 都市農地についての考え

都市部にある農地については、「残すべき」との回答が84%を占めた(図8)。農林水産省の調査においては「残すべき」との意見が 64.9%であった(農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R6.11))ことから、県民の都市農地の保全意向が強いことが明らかとなった。

(2) 都市農業に対する評価

都市農業に対しては、「農業体験・学習の場」、「新鮮な農産物の供給」、「やすらぎ・潤いをもたらす緑地空間」として必要、との意見が多数を占めた(図9)。一方で、「堆肥等の臭い」や「農作業時の機械音」等が気になる、困っているという回答があるものの、これらの回答者のほとんどは、都市農業に対して肯定的な評価も行っていった。

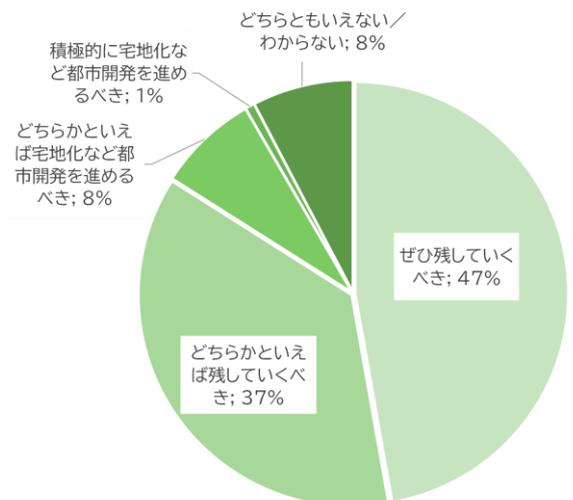


図8 都市農地についての考え

【出典】兵庫県農業経営課「都市農業に関する意識調査(R7.12)」

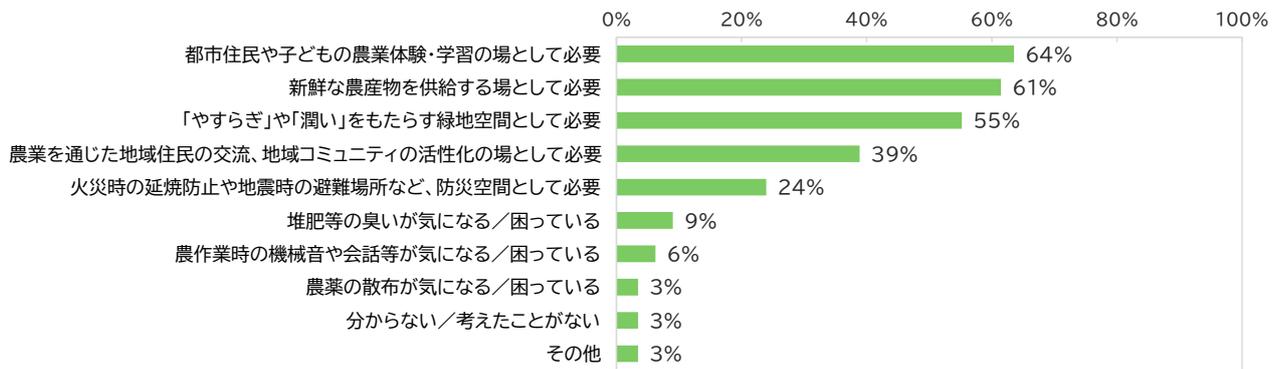


図9 都市農業に対する評価(複数回答あり)

【出典】兵庫県農業経営課「都市農業に関する意識調査(R7.12)」

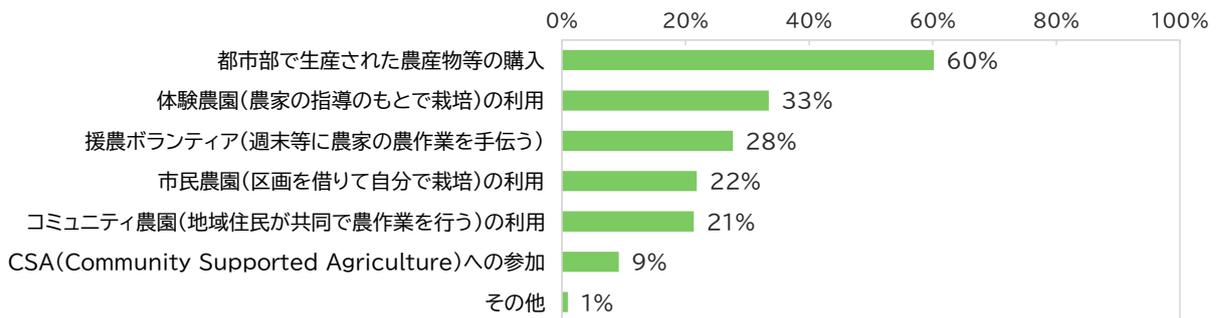


図10 都市農業に関連して実施してみたい取組(複数回答あり)

【出典】兵庫県農業経営課「都市農業に関する意識調査(R7.12)」

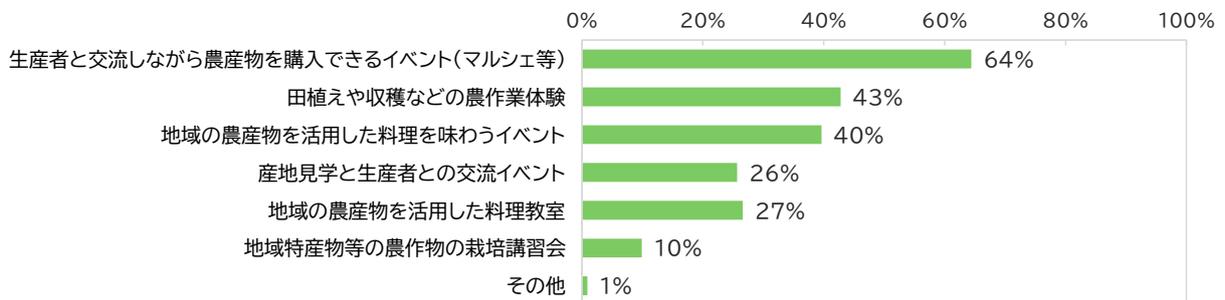


図11 参加してみたい農業イベント(複数回答あり)

【出典】兵庫県農業経営課「都市農業に関する意識調査(R7.12)」

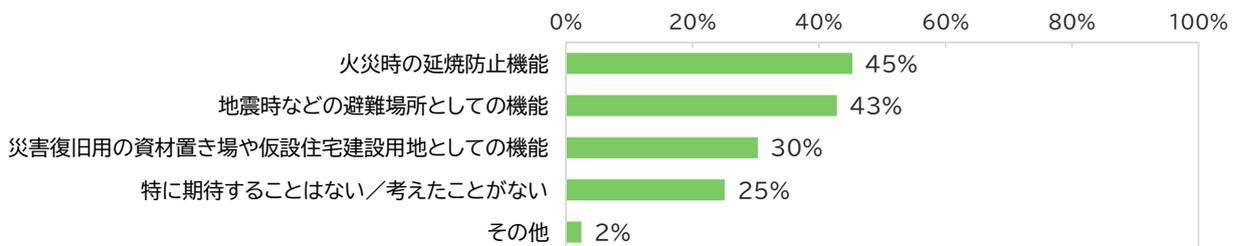


図12 都市農地に期待する防災機能(複数回答あり)

【出典】兵庫県農業経営課「都市農業に関する意識調査(R7.12)」

(3)都市農業への関わりについて

回答者の概ね7割が、都市部で生産された農産物の購入や体験農園の利用等の形で、都市農業に関わりたいと回答した(図10)。20代以下の若い世代では、援農ボランティアの実施希望も比較的高かった。また、回答者の8割弱が、マルシェや農作業体験等の農業イベントに参加したいと回答し(図11)、都市農業に関心を持つ県民の割合が高いことが示された。

(4)都市農地が持つ防災機能への期待について

回答者の約半数が、火災時の延焼防止や地震時などの避難場所としての機能を期待すると回答した一方で、25%の方が「特に期待することはない／考えたことがない」と回答した。また、「防災協力農地」(農地所有者の協力により、災害時に避難場所や資材置き場等として活用できるよう市に登録された農地)については、77%の方が「全く知らない／聞いたことがない」と回答され、認知度が低いことが明らかとなった。

4 都市農業推進における課題

都市農業の現状等を踏まえた課題としては、以下の点が挙げられる。

(1)都市農業を担う者の確保・育成

農村部同様、都市部においても農業経営体数は減少しており、高齢化や後継者不足が進んでいる。都市農業を持続可能なものとするためには、経営の効率化や収益性の向上を図るとともに、都市農地の活用を希望する新規参入者や福祉事業所等農業分野以外の企業、地元団体を受け入れる体制の整備が必要である。特に、都市部特有の住宅地に隣接した小規模農地を活用した農業体験や農業イベントの開催等多様なニーズに対応できる柔軟な支援が求められる。

(2)農地の確保・維持

生産緑地においては税制(相続税の納税猶予や固定資産税の負担軽減)の優遇措置や都市農地貸借法の制定など、保全のための様々な制度が適用されるものの、依然として相続の発生や担い手不足により都市農地の減少傾向が続くことが想定されることから、農地の確保・維持や農的空間の創出に向けた取組の強化が必要である。

(3)地域住民との共生

都市農地は住宅地と隣接していることが多く、営農活動に伴う騒音や臭気などに対する住民からの苦情が寄せられることがある。また、ごみの不法投棄や農作物の盗難など、農業者が安心して営農できない環境も一部に存在する。

一方、都市農業が持つ農業生産以外の機能(防災機能、緑地空間の創出、国土・環境の保全機能等)について、まだ認知度が低い部分もある。都市農業を継続するためには、農業者と地域住民との相互理解を深め、都市農業の価値や役割についての認識を共有する取組が不可欠である。

第3 都市農業振興の方向性と取組

1 方向性

都市農業は、住環境への配慮や税負担への対応等、様々な経営努力により農業を継続し新鮮な農産物を地域住民へ供給している方、市民農園開設による農への参画や農福連携による障害者等の農業現場での活躍、コミュニティファームによる農を通じた交流の場の提供等、都市住民を含む多様な主体が農業に関わる機会を提供している方、地元農産物の魅力を感じ都市農業者との交流や応援のため、積極的に地元農産物を購入する方など、様々な方によって支えられている。また、意識調査の結果、都市住民の多数が都市農業は身近なものとして都市農地の保全を支持し、都市農業が持つ多様な機能への期待や都市農業への参画意欲が高いことが示された一方で、肥料散布等の臭いや農業機械の騒音等のマイナスイメージを持つ方もわずかながら一定数存在している。

兵庫県都市農業振興基本計画(第1期)においては、都市農業振興の方向性として、【産業としての持続的な発展】、【営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用】、【「農」のある暮らしづくり】を柱とし、地域住民と共生する都市農業の実現を目標とした。第2期計画においても、この方向性を継承しつつ、都市農業が持つ多様な機能をこれまで以上に発揮できるように都市農業に関わる多様な主体の取組を支援し、地域住民が支える都市農業の実現を図ることとする。

2 具体的な取組

(1) 多様な担い手の育成と参入支援

既存の都市農業者の営農継続支援に加え、農地所有者が貸借を希望する農地において、新規参入者や多様な人材の受け入れと定着を支援し、都市農業の担い手を確保する。

ア 営農継続支援

農業を主な収入源とする主業農家等、特に経営改善に向けて努力している認定農業者の経営の効率化や収益性向上に向けては、園芸施設・機械の導入や、兵庫県認証食品取得によるブランド化、直売所整備による販売機会の拡大等により、都市農業の担い手や後継者の経営安定を支援し、都市農業の持続と発展を図る。

イ 新規参入の支援

農業後継者に対しては、農業青年クラブや生産組織等への加入促進を通じて、農業技術並びに都市農業ならではの経営上の工夫やノウハウ等の習得を図るとともに、施設や農業機械導入を支援し、参入者の定着を図る。

また、福祉事業所や民間企業、NPO 法人、半農半 x 等、都市農地の活用を希望する多様な主体に対しては、計画策定支援や活用事例の紹介、ひょうご就農支援センター HP 等での情報発信など、都市農業の多様な担い手による都市農地の活用を進める。

<都市部における生産者組織の活動>

阪神地域の農業者で組織される「阪神農業青年連絡協議会」では、先進地視察研修や会員間の交流、品評・即売会など、様々な活動を実施し、栽培技術の向上に取り組むとともに、消費者との交流等を通じた都市農業のPRを行っています。



【品評会における審査の様子】

(2) 都市農地の確保・保全と活用の促進

都市農地に関する様々な制度を活用するとともに、都市農地の優位性を活かした取組を推進し、農地の確保・維持と活用を促進する。

ア 都市農地に係る制度等の周知

農地所有者に対し、生産緑地制度や相続税納税猶予並びに都市農地貸借法等、都市農地の保全や活用を目的とした関係諸制度について、市町や(公社)ひょうご農林機構等関係機関と連携し、情報提供や制度周知を図ることで、農地所有者の制度理解と適切な制度活用を促進し、都市農地の維持を図る。また、地域住民に対しては、都市農地が持つ学習の場や緑地空間・防災機能等の公的な役割や、都市住民が持つ新鮮な農産物供給や生産者との交流等の都市農業への期待についてひょうご都市農業支援センター等を活用した情報発信を継続的に行い、都市農業に対する理解と農地保全に対する地域の機運を高める。

イ 都市農地確保の取組支援

生産緑地に指定されていない市街化区域内農地では税負担が重く、農地としての維持が困難であることから、生産緑地制度の導入を検討する市町に対して、導入に向けた検討を支援する。

また、市街地で活用されていない空間(空地、空き店舗、など)を農的空間(プランター菜園等)として活用する取組や空閑地(駐車場等)を活用した都市農地の創出を支援する。

ウ 都市農地の活用促進

消費地に近く、交通の便がよい都市農地のメリットを活かし、都市住民からのニーズが高い市民農園・体験農園・観光農園等の多様な活用の取組を支援する。

また、農地を貸したい所有者と農地活用を希望する者のマッチングにつながるよう市町、ひょうご農林機構と連携して情報共有を図ることで、都市農地の活用を促進する。

工 防災機能の発揮

都市農地は地震、火災等の災害時において、避難場所や延焼防止用地等の役割が期待されていることから、防災協力農地や防災協力井戸の設置等必要に応じて、市町と連携し推進していく。

<都市部における農的空間の創出と活用>

神戸市内では、まちなかの公園、空地、建物の屋上等に農園を設置し、住民が気軽に農業に触れることができる活動が広がっています。

市では、これら「アーバンファーム」の取組を紹介するホームページを作成し、農業に関心のある方が情報にアクセスしやすい環境を整え、取組の広がりを進めています。



(3) 地域との共生と理解の促進

都市農業は農地が住宅地に近接していることもあり、営農にあたっては地域住民の住環境に配慮した営農が求められる。また、都市農業に対する住民の理解を深めて、農業者と住民が互いに支えあう関係性を構築する事が重要である。このため、都市農業に関する情報発信や農業者と住民の交流機会の創出により、地域とのつながりを強化する。

ア 都市農業への理解促進

都市農業は新鮮な農産物の供給のみならず、身近な農業体験・交流の場や緑地・防災空間等の多面的な機能を有することから、ひょうご都市農業支援センターやHPを通じて情報発信を強化・継続する。あわせて、地元農産物のPRや購入・消費を促進する取組、農業体験・食育イベントの開催、農業に対する消費者理解を促進し、農業体験等の提供に加えて農業者の思いや経験を伝えるオープンファーム等の食農教育活動を通じて、都市農業者や都市農業への理解促進に取り組む。

イ 地域に配慮した都市農業の実践

都市農業者が安心して営農するためには、営農に伴う騒音や臭気、作業時間帯等、周辺住民へ配慮が必要である。周辺環境に配慮した営農活動を推進するとともに、都市農業に関する情報発信等により周辺住民の農業への理解醸成を促進し、地域との共生を図る。また、都市部においても、化学合成肥料や化学農薬の低減等、環境に配慮した人と環境にやさしい農業の取組を推進する。

ウ 都市農業を支える体制の支援

CSA(地域支援型農業)による買い支えや援農ボランティア、市民農園など、住民が都市農業に関わる多様な仕組みを支援することで都市農業への理解を促進し、地域住民で都市農業を支える多様な仕組の構築を推進する。

エ 地域課題の解決への貢献支援

地域住民の交流活動の場となるコミュニティファームや、多世代・多属性の者が交流・参画できるユニバーサル農園等、地域の課題解決にも貢献できる農地活用の取組を支援・推進する。

<都市農業に関する情報発信>

ひょうご都市農業支援センターは、消費者と生産者を結ぶ都市農業の交流・情報発信拠点として、都市農業や地産地消への理解を促進するための情報発信やセミナー等の開催、地域の特産品のPRや照会イベント等を開催しています。



【ひょうご都市農業支援センターでの情報発信の様子】

【用語集】

用語	説明
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、良好な都市環境を形成するため、平成 27 年 4 月 22 日に施行された法律。
都市農業振興基本計画	都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、都市農業振興基本法第 9 条に基づき、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された計画。
都市計画区域	「都市計画法」に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全する必要がある区域として指定された区域。
市街化区域	都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された区域。
市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域として区分された区域。
線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域の区分を定めた都市計画区域。
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域として指定された地域。
農用地区域	農業振興地域として指定された地域内で、おおむね 10 年を見通して農用地として利用すべき土地として設定された区域で、農業振興施策が重点的に実施される一方で、原則として農地転用が禁止されている。
生産緑地	「生産緑地法」に基づき、市街化区域にあって、良好な都市環境の形成に資するものとして都市計画決定された地区内の農地。 生産緑地地区に指定されると税制上の優遇措置が受けられる一方、農地としての管理が義務付けられるとともに、建築等の行為制限が課される。 生産緑地地区の指定から 30 年経過するか、主たる従事者の死亡・身体故障が生じた場合には、生産緑地の所有者は市町村に対して買取の申し出を行うことができ、市町村が買い取らない場合は生産緑地としての行為制限が解除される。
特定生産緑地制度	所有者等の意向を基に、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する前の生産緑地を特定生産緑地として指定できる制度。 特定生産緑地に指定されると買取申出が可能となる時期が 10 年間延長され、税制上の優遇措置を引き続き受けることができる。 特定生産緑地の指定から 10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し特定生産緑地への指定をすることができる。
都市農地の貸借の円滑化	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地

に関する法律 (都市農地貸借法)	の有効な活用を図ること等を目的として平成30年9月1日に施行された法律。 この法律に基づき生産緑地を貸借した場合、法定更新(当事者が賃貸借契約を更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で契約が更新されること)は適用されず、相続税納税猶予は継続される。
防災協力農地	農家が所有する農地について、自治体が農家等と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定を自主的に締結する取組等のこと。
コミュニティファーム	地域住民等が共同で農作業を行う農園であり、地域支援や多世代交流の場など様々な目的に活用されている。
兵庫県認証食品	兵庫県産の食品(農産物、加工食品等)であって、個性・特長があり、安全性が確保されている等、一定の基準を満たしたものとして県が認証したもの。
CSA (地域支援型農業)	Community Supported Agriculture の略。 生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の購入契約等を通じて相互に支えあう仕組。
ひょうご都市農業支援センター	消費者と生産者を結ぶ都市農業の交流・情報発信拠点として、兵庫県が伊丹市内に設置した施設。 都市農業等に関する情報発信やイベント等を実施している。
ユニバーサル農園	年齢や障害の有無等に関わらず、多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画の場を提供するとともに、健康増進や生きがいづくり、精神的健康の確保、職業訓練の場の提供など、多様な社会的課題の解決につながる場として期待される農園。
オープンファーム	農業者等が地域へ消費者を呼び込み、体験に加えて直接「農」の価値を伝えて消費者理解を醸成し、農林漁業者の所得向上を実現させ、持続可能な農林水産の実現を目指す取組。